

# 成田市生涯スポーツマスターPLAN策定業務委託

## プロポーザル募集要項

令和元年9月

成田市シティプロモーション部スポーツ振興課

## 募 集 要 項

### (1) 業務目的

本市では、平成11年度に成田市生涯スポーツマスターPLAN、平成22年度に第2次成田市生涯スポーツマスターPLANを策定し、市民が生涯にわたりスポーツ活動を行うことができるよう、諸施策を推進してきたところである。このプランは、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度を初年度とする新たな成田市生涯スポーツマスターPLANを策定することとしている。本計画は2カ年で策定することとし、令和元年度は市民のスポーツに関する活動状況や市民意識調査（アンケート）などの基礎調査を行い、令和2年度に骨子、素案を作成し、幅広い意見を取り入れながら新たな生涯スポーツマスターPLANを策定する。

なお、本市では平成29年度の組織改編により、教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課は、スポーツ振興課として市長部局のシティプロモーション部に移管された。このことから、スポーツ活動の促進やスポーツ施設の充実などこれまで推進してきた各施策に加え、新たにスポーツツーリズムなどのシティセールス・シティプロモーションを意識した施策展開も求められている。また、生涯スポーツマスターPLANは、「生涯学習推進計画」の主要施策の1つである「生涯スポーツの振興」を担うという位置づけのもと、生涯学習推進計画を上位計画としてきた。次期計画については、生涯学習推進計画とは並列という位置づけとし、新しい視点から、スポーツの推進に関する計画を策定する必要がある。

このようなことから、本市のこれまでの経緯や地域特性を踏まえ、オリンピック・パラリンピック以降の本市のスポーツの将来像を見据えた新たなスポーツマスターPLANとするため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、豊富な経験と高い専門知識を有し、新たな視点から策定作業を効率的に行うことができる事業者に委託するものである。

### (2) 業務概要

#### 1. 業務名称

成田市生涯スポーツマスターPLAN策定業務委託

#### 2. 業務の期間

委託業務契約を締結した翌日から令和3年3月31日

#### 3. 業務内容

別添仕様書のとおりとする。

#### 4. プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和元年

9月 25 日	募集開始
9月 25 日～10月 2日（17時）	プロポーザル参加者募集期間
10月 4日	第一次評価（提案者決定）
10月 7日～10月 11日（12時）	質問受付期間
10月 15日	質問回答
10月 7日～10月 18日（17時）	企画提案書受付期間
10月 23日	第二次評価（プレゼンテーション）
10月 下旬	受注者決定

### （3）参加資格要件

#### 1. プロポーザル参加資格・参加表明

本プロポーザルに参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

##### ① 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- 1) 本委託業務の参加者募集開始の日までの平成30・31年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「委託」部門「調査・計画」として登載されている者。
- 2) 本委託業務の参加者募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
- 3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

**② 参加表明手続き**

参加申請書（様式1～4）を発注者に提出することにより参加表明を行ったものとする。

**③ 受付期間**

令和元年9月25日（水）～10月2日（木）17時

**④ 提出先**

成田市役所 シティプロモーション部 スポーツ振興課（4階）

**⑤ 提出書類**

次のア～エの順序でインデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じ、正本1部、副本8部を提出すること。

ア 参加申請書（様式1）

イ 法人の概要（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 配置予定技術者調書（様式4）

**⑥ 提出書類の作成に係る留意事項**

1) 法人の概要及び本業務に関連する業務実績（様式2・3）

- ・業務実績については、本業務に関連する業務でアピール出来る代表実績を記入することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、業務概要」を記入すること。

2) 本業務を受託した場合の実務担当者の経歴及び実績（様式4）

- ・配置予定管理技術者または配置予定技術者のいずれかに○をすること。
- ・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。
- ・所属する部署及び役職等を記入すること。
- ・担当者の実務年数を記入すること。
- ・保有資格を記入すること。
- ・本業務に関連する代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額（業務規模）」を記入すること。

- ・業務実績に記入した業務の分担業務及び立場を記入すること。
- ・今までの経歴や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記入すること。
- ・業務を担当するすべての技術者について調書を提出すること。

#### (4) 提案者の選定（第一次評価の実施）

##### 1. 第一次評価

参加申込の際に提出された法人の概要（様式2）、業務実績調書（様式3）、配置予定技術者調書（様式4）の書類について、審査（第一次評価）を行い、提案者を4者以内に選定する。

なお、選定結果については、翌日以降に参加申請書（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに提案者全てに通知し、後日、文書においても通知するものとする。

選定結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

#### (5) 質問の受付及び回答

##### 1. 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。なお、質問の受付対象者は第一次評価において提案者に選定された者とする。

- 1) 質問方法：別紙質問書（様式5）を記入した上で、下記電子メールアドレスに送信するものとする。
- 2) 電子メールアドレス：[shosport@city.narita.chiba.jp](mailto:shosport@city.narita.chiba.jp)
- 3) 電子メールの件名：成田市生涯スポーツマスタートップラン策定業務委託プロポーザル質問書（法人名）
- 4) 質問受付期間：令和元年10月7日（月）～10月11日（金）12時

##### 2. 質問の回答

質問事項への回答は、令和元年10月15日（火）までに提案者全てに電子メールにより通知する。なお、質問を送付していない業者においては、（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスに通知する。

#### (6) 企画提案書の提出

第一次評価で選定された提案者は、企画提案書の提出を以下に基づき行うものと

する。

## 1. 提案書受付期間

企画提案書の受付期間は、令和元年10月7日（月）から10月18日（金）とする。なお、受付時間は、平日の9時から17時とする。

## 2. 提出先

成田市役所 シティプロモーション部 スポーツ振興課

## 3. 提出書類

次の①～④の順序で簡易なA4ファイルに綴じ、それぞれインデックスをつけること。正本1部、副本8部を提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 見積書（内訳書添付）
- ③ 工程表
- ④ その他必要と思われる資料

## 4. 提出書類の作成に係る留意事項

### 1) 企画提案書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・連絡先等については、本プロポーザルの参加について、市から連絡を受ける部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。  
なお、企画提案書の作成においては、以下の項目の実施方針を記載するものとし、様式はA3版横書きで下記1項目につき1枚ずつとする。

- ① 成田市生涯スポーツマスター プランを構築していくうえでの実施方針
- ② 上記事業を推進していくうえでの実施体制  
業務を実施するにあたっての実施体制を図で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位性についても明記すること。

### 2) 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・各作業項目の内訳金額が明確にわかるように記載し、上限金額を超えないようにすること。

## 5. 提案金額の上限

提案金額の上限は、令和元年度1,100,000円・令和2年度5,170,000円とする。（消費税を含む）

なお、見積書の記載金額に係る消費税については、10パーセントで計上し記載するものとする。

## 6. 企画提案書の提出方法

企画提案書の提出方法は、持参または郵送によることとし、いずれの場合においても受付期間外の提出は受理しないこととする。

なお、持参の際は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(提出先及び問合せ先)

〒286-8585 成田市花崎町 760 番地

成田市役所 シティプロモーション部 スポーツ振興課

担当：渋沢、竹本

電話：0476-20-1584（直通）

## 7. 企画提案書全般に係る留意事項

- ① 参加希望者一法人につき、提案は一件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出されたプロポーザルは、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑤ 提出されたプロポーザルは、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑥ 提出されたプロポーザルを公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑦ 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
  - ・提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。
  - ・参加資格を満たさない者から提出されたもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
  - ・この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
  - ・その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

## **(7) 受注者の決定（第二次評価の実施）**

### **1. 第二次評価**

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行うものとし、第二次評価基準に基づき評価を行い、第一次評価と第二次評価の評価点を合計して順位を決定する。

プレゼンテーションは、業務を受注した場合の実務担当者が行うこととする。

◆プレゼンテーション実施日：令和元年10月23日（水）

なお、時間については、第一次評価が終了した段階で企画提案書提出対象者に通知するものとする。評価の順番は、企画提案書を提出した順とする。

### **2. 受注者の決定**

受注者の選定は、別紙「成田市生涯スポーツマスタートップラン策定業務委託」プロポーザル実施要領、本要項、選定委員会で定める選定方針に基づき優先交渉権者を選定するものとする。

### **3. 選定結果の通知**

発注者は、実施要領に基づき開催された選定委員会の結果を各提案者に通知するものとする。

なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

### **4. 受注者の決定**

発注者は、選定された優先交渉権者を受注者として決定する。

## **(8) その他**

### **1. 仕様書について**

優れた提案の内容を基にして業務を実施していくため、最終的な仕様書は、本業務の受注者と協議して決定するものとする。